

改正 令和元年9月11日 原規法発第1909111号 原子力規制委員会決定

令和元年9月11日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等の一部改正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第1311275号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和元年9月11日から施行する。

別表 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
(別表)				(別表)			
条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間	条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第61条の2第1項	放射能濃度についての確認(加工施設(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。)、実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に係るものに限る。)	基準は、 <u>製錬事業者等における工場等</u> において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則(平成17年経済産業省令第112号。以下「 <u>製錬等放射能濃度確認規則</u> 」という。)第4条に規定されている。 (※3)	※6	第61条の2第1項	放射能濃度についての確認(加工施設(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。)、実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に係るものに限る。)	基準は、 <u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第4項</u> に規定する <u>製錬事業者等</u> において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則(平成17年経済産業省令第112号。以下「 <u>放射能濃度確認規則</u> 」という。)第4条に規定されている。(※3)	※6
(削る)	放射能濃度についての確認(試験研究の用に供する原子	基準は、 <u>試験炉等放射能濃度確認規則第4条</u> に規定されている。(※3)		第61条の2第1項	放射能濃度についての確認(試験研究の用に供する原子	基準は、 <u>試験炉等クリアランス規則第4条第1項</u> に規定されている。	

<p>(削る)</p>	<p>炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則 (平成17年文部科学省令第49号。以下「<u>試験炉等放射能濃度確認規則</u>」という。)第1条に規定する試験研究炉等設置者等又は使用者(旧使用者等を含む。)に係るものに限る。)</p>			<p><u>第61条の2第2項</u></p>	<p>炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則 (平成17年文部科学省令第49号。以下「<u>試験炉等クリアランス規則</u>」という。)第1条に規定する試験研究炉等設置者等又は使用者(旧使用者等を含む。)に係るものに限る。)</p>	<p>(※2)</p>	
<p><u>第61条の2第2項</u></p>	<p>放射能濃度の測定及び評価の方法の認可(加工施設(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。)、実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に係るものに限る。)</p>	<p>基準は、<u>製錬等放射能濃度確認規則第6条の規定によるものとし、原則として以下の規程に基づき個々の事案毎に判断する。</u> ○<u>放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準</u></p>	<p>※6</p>	<p>(新設)</p>	<p>放射能濃度の測定及び評価の方法の認可(加工施設(ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材を取り扱うものを除く。)、実用発電用原子炉又は研究開発段階炉に係るものに限る。)</p>	<p>基準は、<u>放射能濃度確認規則第6条に規定されている。(※2)</u></p>	<p>※6</p>

		(令和元年9月11日、原規規発第1909112号)					
(削る)	放射能濃度の測定及び評価の方法の認可(試験炉等放射能濃度確認規則第1条に規定する試験研究炉等設置者等又は使用者(旧使用者等を含む。)に係るものに限る。)	<u>基準は、試験炉等放射能濃度確認規則第6条の規定によるものとし、原則として以下の規程に基づき個々の事案毎に判断する。</u> <u>○放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準</u> <u>(令和元年9月11日、原規規発第1909112号)</u>	※6	<u>第6条の2第2項</u>	放射能濃度の測定及び評価の方法の認可(試験炉等クリアランス規則第1条に規定する試験研究炉等設置者等又は使用者(旧使用者等を含む。)に係るものに限る。)	基準は、 <u>試験炉等クリアランス規則第6条に規定されている。(※2)</u>	※6
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)